

姫路市中央卸売市場業務規則第9条の規定により
卸売業者による売買取引の条件の公表は以下の通りとなっております。

記

1、営業日及び営業時間

営業日	： 姫路市中央卸売市場開場日		
営業時間	： 鮮 魚 1 課	1:30	～ 10:30
	鮮 魚 2 課	2:00	～ 11:00
	塩 冷 1 課	3:00	～ 12:00
	塩 冷 2 課	3:00	～ 12:00
	加工食品課	2:30	～ 11:30

2、取扱品目

生鮮水産物及びその加工品（規則で定めるものを除く。）並びに規則で定める
その他の加工食料品

3、生鮮食料品等の引渡しの方法

姫路市中央卸売市場卸売業者売場にて

4、委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の 種類、内容及びその額について

卸売業者受託契約約款に基づく

5、生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法について

支払猶予の特約等に関する協定書に基づく

6、売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭 がある場合について

支払猶予の特約等に関する協定書に基づく卸売代金の期限内の完納に対して
完納奨励金の交付を行う

以 上